

輪島市監査公表第31号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年12月1日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年11月18日（金） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○監理課の業務遂行にあたり、老朽化する庁舎他所管する施設の管理、公用自動車の維持管理、工事等の入札や契約に関すること等様々な分野で苦心されていることが見受けられる。中でも随意契約の決裁文書を合議する場合において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由が適正であるかのチェック体制について十分配慮されたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①市有土地賃付料の滞納繰越について

昨年度の指摘事項でもあったが、直近年度においても滞納額が発生しており、滞納額減少につながっていない。致し方ない部分もあると思うが、導入されている滞納整理システム等を活用し、徴収強化に取り組んでいただきたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年11月18日（金） 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○特定健康検診については、市立輪島病院とのタイアップを含め、未受診者に対して電話や案内はがき等をもって受診率向上に努められていることが伺える。今後においても、国民的課題であるメタボリックシンドローム、生活習慣病予防のための特定検診や特定保健指導を積極的に推進し、地域住民の健康増進に努められたい。

○市民総合相談については、長年恒例の事業であり相談者も少ないとのことである。マンネリ化につながらないよう新たな思考でもって、より多くの市民に「広報わじま」以外の方法でも周知し、些細な事でも気軽に相談ができる、高く信頼される事業となることを望む。

○窓口業務については、ボイスコール（発券機）の活用により待ち時間の不平も減少し業務運用がスムーズに行われているとのことである。

また、個人情報の取り扱いにおいても万全を期され、市民の目線に立った対応に心がけ、市民サービスの向上に引き続き努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。